



Title	[資料] 施設見学記録(21) 国児学園
Author(s)	永田, 憲史
Citation	関西大学法學論集, 63(2): 31-37
Issue Date	2013-07-20
URL	http://hdl.handle.net/10112/8315
Rights	
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	publisher

〔資料〕

施設見学記録(21) 国児学園

永田憲史

- | | |
|-----------------|------------------|
| 浪速少年院 (五五卷六号) | 京都少年鑑別所 (一六〇卷一号) |
| 宇治少年院 (五六卷一号) | 弘済のぞみ園 (一六〇卷三号) |
| 京都医療少年院 (五六卷四号) | 大阪刑務所 (一六〇卷四号) |
| 三重刑務所 (五七卷一号) | 奈良少年院 (一六〇卷五号) |
| 宮川医療少年院 (五七卷四号) | 和歌山刑務所 (一六一卷一号) |
| 神戸刑務所 (五七卷五号) | 丸亀少女の家 (一六一卷二号) |
| 岩国刑務所 (五七卷六号) | 有明高原寮 (一六二卷一号) |
| 京都刑務所 (五八卷二号) | 若葉学園 (一六二卷二号) |
| 阿武山学園 (五八卷四号) | 和歌山刑務所 (一六三卷一号) |
| 姫路少年刑務所 (五九卷五号) | 国児学園 (本号) |
| 交野女子学院 (五九卷六号) | |

今回は、国児学園の様子を紹介する。国児学園は、三重県立の児童自立支援施設(旧・教護院。児童福祉法四四条)である。三重県内の児童自立支援施設は国児学園のみである。

国児学園の見学は、平成二三年(二〇一一年)十一月に当職のみで行なった。

一、はじめに

国児学園は、三重県津市の郊外にある。敷地は三重大学に隣接している。

国児学園は、感化院として明治四一年（一九〇八年）に園長の私宅を仮園舎としたことに始まる。明治四三年（一九一〇年）に現在地に移転した。

大正九年（一九二〇年）に松林と農園を文部省（当時。現・文部科学省）に譲渡し、以後、敷地内に農場を持たない施設となった。大正一一年（一九二二年）には、職員が家族を含めて児童とともに起居するという現在の夫婦小舎制（小舎夫婦制とも言）に近い指導方式が確立された。

昭和九年（一九三四年）、少年教護法の施行に伴い、種別名称が少年教護院へと変更された。昭和二年（一九四七年）には児童福祉法の施行に伴い、種別名称が教護院へと変更された。

開設当初は二か寮であったが、漸次増築され、昭和三八年（一九六三年）には六か寮となり、定員も九五名となった。現在は、四か寮に加えて二つの代行寮を運用している。

平成一〇年（一九九八年）の児童福祉法の改正（平成九年法律第七四号）が施行されたことに伴い、児童自立支援施設に種別名称が変更された。同時に、入所中の児童を就学させなければならないとされて（同法四八条）、義務教育の保障が要求されるようになり（児童養護施設等における児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に係わる留意点について）平成一〇年二月二十四日付け厚生省児童家庭局長児発第九五号、「児童自立支援施設に入所中の児童に対する学校教育の実施等について」平成一〇年三月三十一日付け文部省初等中等教育局中学校課長教育助成局財務課長通知一〇初中第三九号参照、学校教育が平成二二年（二〇〇〇年）より実施されることとなった。その結果、施設内に津市立栗真小学校国児分校と津市立一身田中学校国児分校が置かれることとなった。

まず、施設の概要並びに指導の内容及び経験などを園長からお話いただいた上、施設内の見学を行ない、その後、質疑応答の時間が設けられた。

二、指導の内容

国児学園の入所定員は六〇名であるが、実質的な定員にあたる暫定定員は、その三分の二程度で推移している。

小学生も在籍しているが、中学生がほとんどを占めており、その中でも、三年生が多い。見学日現在、小学生が二名、中学生が二六名の計二八名となっている（人数は措置停止中の者を含む。以下同じ）。

入所は、中学二年生が中心である。平成一一年度（一九九九年）から平成三二年度（二〇一〇年度）までに一八九名が入所し、入所時に中学二年生六九名、中学一年生四〇名、中学三年生三六名、小学六年生二〇名となっている。

退所は三月が多く、三月末には一時的に在籍児童が減少する。これは、小学校又は中学校の卒業と同時に退所することが多いためである。在籍期間は一年余りであることが多い。

入所理由は、窃盗が多い。平成二一年度から平成三二年度までに入所した一八九名のうち、窃盗が四九名を占め、以下、浮浪・家出二五名、乱暴・反抗・悪戯一七名、恐喝・暴力一四名、家庭内非行一名、性非行一〇名などとなっている。

平成三三年（二〇一一年）三月一日現在、在籍児童三〇名のうち、指導困難児が二〇名（六六・七％）を占めており、その内訳は、被虐待児一七名、注意欠陥・多動性障害（ADHD）一名、軽度知的障害四名、学習障害（LD）二名などとなっている（一部重複がある）。発達障害をはじめとする児童精神科の治療を専門とする三重県立小児心療センターあすなろ学園（三重県津市）の児童精神科医師を交えて、隔月で合同ケース会議を実施している。あすなろ学園には九名が通院している。

全国的な傾向と同じように、近時、児童養護施設などで主に同性に対する性交又は性交類似行為の強要などの問題行動を起こし、措置変更される男子児童が大幅に増加しており、入所児童のうち約二割に及んでいる。

平成一一年度から平成二二年度までに入所した一八九名のうち、保護者が実母のみ七六人(四〇%)、実父のみ三二名(二六%)、継父・実母二〇名(一一%)、実父・継母一〇名(五%)などとなっており、保護者が実父母であるのは、三六名(一九%)に過ぎない。なお、生活保護受給世帯はほとんど見受けられない。

国児学園は、三重県立の施設であるため、共犯関係の児童がともに児童自立支援施設送致となった場合などを除き、原則として三重県以外の児童が入所することはない。

平成一一年度から平成二二年度までに入所した一八九名の入所児童の出身地は、四日市市三九名、鈴鹿市三四名、津市三四名、名張市一四名、松阪市一名、伊勢市一名、伊賀市九名などとなっている。これを児童相談所別で見ると、北勢児童相談所八五名、中央(中勢)児童相談所四八名、伊賀児童相談所二三名、南勢志摩児童相談所一五名、紀州児童相談所八名などとなっている。人口が多く、相対的に都市化している北勢地域と中勢地域が相当数を占めている。

家庭裁判所により保護処分(少年法二四一条一項二号)として送致された場合、親権者等の同意は不要である。一方、児童相談所から都道府県知事に報告された場合(児童福祉法二六一条一項一号)、児童自立支援施設に入所させるときには、親権者等の同意が必要とされており(同法二七条四項)、入所が必要と判断された児童全てが入所するわけではない(なお、児童虐待等の場合の同法二八条一項二号参照)。

平成一一年度から平成二二年度までに退所した二〇四名のうち、就職が六一名、進学が七二名、強制引取や他の施設への入所などが七一名となっている。

夫婦小舎制(小舎夫婦制とも言う)が維持されており、寮長と寮母の家庭的雰囲気の下で、児童が夫婦職員との間に人間的な温かい関係を構築し、家庭的な生活体験を積むとともに、心の育て直しを行なっていくことが期待されている。代行寮は夫婦制ではない。夫婦小舎制を採用しているため、交代制の施設に比べると職員数は相当少ない。日々、児童の面倒をみる寮長と寮母には、事実上、自由時間がほとんどなく、非常に重い負担となっている。この負担を若干でも軽減するため、毎週平日の日中に一日半、

八週に一回三泊四日の休暇を設けている。三泊四日の休暇の際には、男子棟の場合、当該寮の児童を交代寮に移し、別の夫婦職員が児童の面倒をみる。女子棟の場合、交代寮の職員が女子棟に移って児童の面倒をみる。

平日日課においては、月曜日から金曜日まで、午前に教室で三時限の授業と清掃が行なわれ、午後二時限の授業が行なわれている。授業は、小学生一クラス、中学一年生一クラス、中学二年生一クラス、中学三年生二クラスに分かれて実施している。もっとも、他の公立小中学校とは異なり、中学生の一クラスは一〇名に満たない。チーム・ティーチングが導入されている上、各クラスで児童自立支援専門員一名ずつが補助している。算数・数学と英語においては、習熟度別の学級編成が実施されている。授業後にはクラブ活動として、スポーツ、和太鼓、書道などが行なわれている。

土曜日・日曜日・祝日の日課においては、寮舎ごとの生徒自主活動などが行なわれている。また、夏休み中は、週三回午前中三時間の補講が実施されている。また、週二回午前中に市民プールで水泳の時間を設けている。

食事は、毎食、調理職員が炊事棟で作り、各寮舎に届けるようになっていている。毎食、寮舎で食事を摂る。平日の昼食も帰寮して食事を摂っている。

入浴は、男子児童は寮ごとに炊事棟内にある浴場を利用する。いじめの防止などのために、寮長と一緒に入浴する。女子児童は女子棟の風呂を利用する。

無断外出の発生は、年度や寮の状況によって大きく異なり、平成二二年度（二〇〇九年度）には三件、三人しかなかったのに対し、平成二二年度には一六件、のべ三七人上った。

職員の定年退職と寮運営の困難さなどによる退職により、寮を担当する夫婦職員はいずれも国児学園での勤続年数が五年に満たない状態となっている。

特徴的な取組みとして、園内ランニング記録会・マラソン大会、陸上競技会・シティマラソンへの参加、太鼓演奏、作品展示、珠算、学習発表会、ハイキング・遠足、球技大会、運動会、修学旅行・社会見学、かるた会、百人一首かるた競技大会への参加、

コーラスのつどいへの参加、卒業証書を渡す式、陶芸窯の焼成などがある。

農作業については、敷地外に農場を借りて実施している。

以上の記載については、主に三重県立国児学園編『年報 二〇〇九～二〇一〇年度(平成二一～二二年度)』(三重県立国児学園・津市立一身田中学校国児分校・津市立栗真小学校国児分校、二〇一一)を参考とした。

三、施設の様子

大正九年(一九二〇年)に農園を文部省に譲渡した後、敷地内に農場を持っていないため、敷地は約二万平方メートル(約六〇〇坪)にすぎず、児童自立支援施設としてはかなり狭い。

グラウンドを中心に寮舎が六棟、教室や事務室がある本館、特別教室棟、木工教室棟、体育館、炊事棟が配置されている。

本館には、教室、職員室、園長室、事務スペースがあった。園長室は教室の隣にあり、園長が学校の場面での児童の雰囲気を知りやすいようになっていた。各教室は、公立小中学校の教室の半分程度の大きさであった。授業の様子を垣間見たが、緊張感を欠けているように感じられた。また、園長室での講話中、休み時間中の様子を感じることができたが、子どもたちの会話からやや落ち着きのない様子が窺われた。

その後、第二寮を見学した。児童が起臥する部屋は二部屋あり、各部屋に収納スペースが設けられていた。プレイルームのほか、食事に利用するスペースが設けられており、小さな調理スペースもあった。その他、トイレ、洗濯スペースが設けられていた。

いずれの施設も老朽化が進んでいた。

交通量の多い国道二三号線があるものの、周辺には三重大学や戸建て住宅が並び、比較的閑静であった。

四、感想

児童自立支援施設への学校教育の導入により、学校生活において将来の受験を見据えた学力向上が主眼となつていくことが窺われた。このことは、一面では、児童が中卒で社会に出ることなく、高校に進学して高校で見守られながら成長することが期待でき、望ましいと言える。他面で、学校生活の基礎となるべき、学習態度やマナーが二の次にされかねないことによつて、行動様式や思考様式が正されず、寮舎での生活を通じた指導の効果を減殺してしまい、かねないという問題を孕んでいる。もちろん、学習に当たつての基本が身に付いていないために、結局のところ学力向上が図れないということにもつながろう。

学校生活においては、形式的な点にこだわる指導は不要であるものの、学習態度やマナーの点で、適度な緊張感が必要とされるはずである。このことは、寮舎における生活を通じた指導が効果を上げるためにも必要不可欠である。学校教育の導入により、日々の生活態度に対する要求水準が生活の場面と学校の場面とで相当異なり、寮舎での児童への指導が困難となつていくことが危惧された。

夫婦小舎制は、交代制に比べて児童の育て直しに有効に機能するはずである。夫婦職員の負担が重いことを踏まえれば、職員の養成システムの確立や待遇の向上により、夫婦職員の努力を後押しすることが必須であると思われる。

* 御多忙の折、見学のお世話をいただいた園長にこの場を借りて厚く御礼を申し上げます。

* 本研究は、平成二三年度関西大学研修員研修費によつて行いました。